資料4

平成 23 年 7 月 5 日

保育所をめぐる最近の主な食の動き

		食に関する動き	保育所をめぐる食の動き
平成 10 年 3	3 月		〇幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について
			(平成 10 年 3 月 10 日文初幼第 476 号・児発第 130 号文部省
			初等中等教育・厚生省児童家庭局長連名通知)発出。(※保育
			所の調理室について、幼稚園の給食施設との共用を認める。)
平成 10 年 4	4月		〇保育所における調理業務の委託を認める。
平成 16 年 3	3月	〇「食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)	○「楽しく食べる子どもに
		に関する取組の推進について」発出(平成16年3月16	~保育所における食育に関する指針~ 」発出(平成 16 年3
		日雇児発第 0316007 号雇用均等・児童家庭局長通知)	月 29 日雇児保発第 0329001 号保育課長通知)
平成 16 年 4	4 月		〇特区制度により、一定の要件を満たす場合に、公立保育所
			の給食を施設外で調理し搬入(外部搬入)することが可能と
			なる。
平成 17 年 3	3 月	〇「日本人の食事摂取基準」改正に伴う、「児童福祉施	
		設における給食業務に関する援助及び指導について」	
		(平成 17 年 3 月 29 日雇児発第 0329006 号・障発第	
		0329002 号雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害	
		保健福祉部長連名通知)及び「児童福祉施設における「食	
		事摂取基準」を活用した食事計画について」(平成 17	
		年 3 月 29 日雇児母発 0329001 号母子保健課長通知) 発	
		出。	

平成 17 年 6 月	〇食育基本法制定	
平成 18 年 3 月	〇食育推進基本計画策定	
平成 19 年 3 月	〇「授乳・離乳の支援ガイド」発出(母子保健課)	
平成 20 年 3 月		〇保育所保育指針改正(平成 20 年 3 月 28 日 厚生労働省告
		示第 141 号)
平成 22 年 3 月	〇「児童福祉施設における食事の提供ガイド」発出(母	
	子保健課)	
	〇「日本人の食事摂取基準」改正に伴う、「児童福祉施	
	設における食事の提供に関する援助及び指導について」	
	(平成 22 年 3 月 30 日雇児発第 0330 第 8 号・障発 0330	
	第 10 号雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保	
	健福祉部長連名通知)及び「児童福祉施設における「食	
	事摂取基準」を活用した食事計画について」(平成 22	
	年 3 月 30 日雇児母発 0330 第 1 号母子保健課長通知) 発	
	出。	
平成 22 年 6 月		〇満 3 歳以上の児童に対する食事の提供に限り、公立・私立
		問わず外部搬入することが可能となる。
		※平成 22 年 3 月現在、91 市町村 475 施設で特区認定による外部搬入を
		実施(うち3歳以上児のみ:188 施設)
平成 23 年 3 月		〇「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」発出
平成 23 年 4 月	〇第2次食育推進基本計画策定	